

／ 教えて! ／

出生後休業支援給付金の話

制度利用ガイド

共働き・共育てをする夫婦をサポート!

手取り10割相当が
もらえる!

育児休業中の
収入はどうなるの?

手続きは
どうすればいいの?

トモイーク



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

このパンフレットは、育児休業等給付の周知広報資料であり、記載を簡略化しています。
詳細はパンフレット「育児休業等給付の内容と支給申請手続」をご覧ください。



はじめに

01

育児休業とは

育児休業とは、子どもを育てるために仕事を一時的に休む制度のことです。

原則として 1歳に満たない子どもを育てる労働者 が取得できます。また一定の条件を満たせば、最長で 子どもが2歳になるまで延長 することも可能です。

取得できる期間	原則子どもが1歳まで
取得可能回数	分割して2回まで
休業中の就業	原則不可

02

育児休業中の収入について

育児休業中は給与が支給されないのが一般的です。

また、育児休業給付金により、休業前の給与の67%（手取り8割）相当が支給されますが、収入は減ってしまいます。

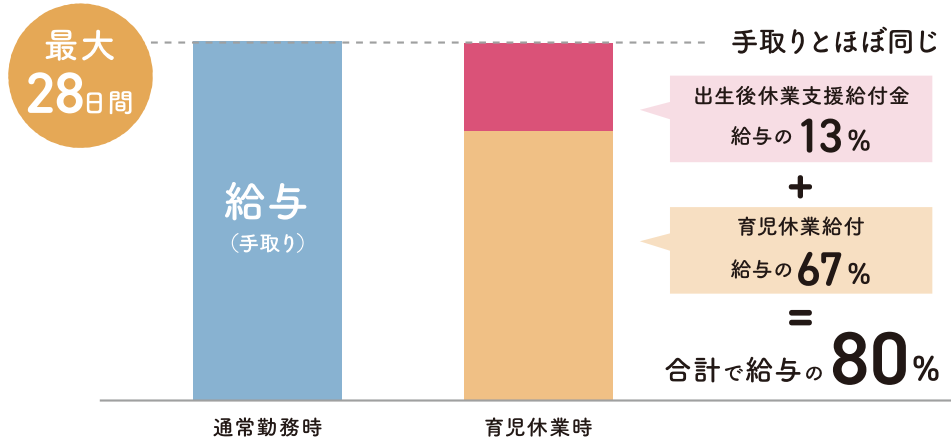


そんなときに心強い制度があるんだ！

それが 出生後休業支援給付金！

出生後休業支援給付金は、子どもが生まれた直後に、夫婦がともに14日以上育児休業を取得し、育児休業給付金の支給を受ける方が上乗せでもらえる給付金です。（最大28日間）

育児休業給付金や出生時育児休業給付金と合わせると、手取りで休業前の給与のほぼ10割相当になります。子育てと仕事の両立に不安を抱える共働き夫婦の支えになる制度となっています。



この給付金は、パパとママで、要件が少し違うんだ。

このパンフレットでは、ママの要件について紹介していくよ！

03

出生後休業支援給付金の支給要件 (ママの場合)

(1) 基本条件

出生後休業支援給付金を受け取るには、次の支給要件を満たす必要があります。

Point!

出生後休業支援給付金の支給要件

- ① 自身（ママ）が、産後休業後8週間以内に、14日以上 の育児休業をしていること。
- ② パパが、子どもの出生後8週間以内に、14日以上 の育児休業をしていること。
または、例外条件 に該当していること。

パパとママの両方が14日以上 の育休をするか、例外条件に当てはまれば、ママだけ育休をすればいいんだ！



他に注意しないといけないことはあるの？

自身（ママ）の育児休業は、育児休業給付金を受け取る条件を満たしていないといけないよ！



育児休業給付金を受け取る条件はどうなっているの？

次の①と②を満たしている必要があるよ！



Point!

育児休業給付金の支給要件

- ① 原則として、育児休業を開始する前の2年間に
雇用保険に12か月以上 入っていること。
(原則賃金の支払い対象になる日が11日以上ある月を1か月と数えます。)
- ② 育児休業期間中に、休業前の給与の80%以上が支払われていない こと。

雇用保険に一定期間加入している必要があるんだね！



(2) 14日以上育児休業をする“対象期間”



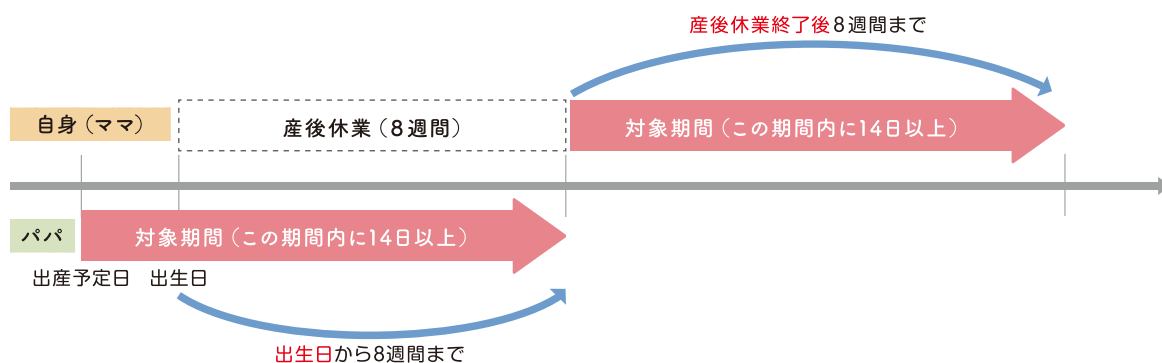
14日以上育児休業をする“対象期間”は、具体的にいつからいつまでなの？

ママは産後休業後8週間まで、
パパは子どもが生まれてから8週間までだよ！

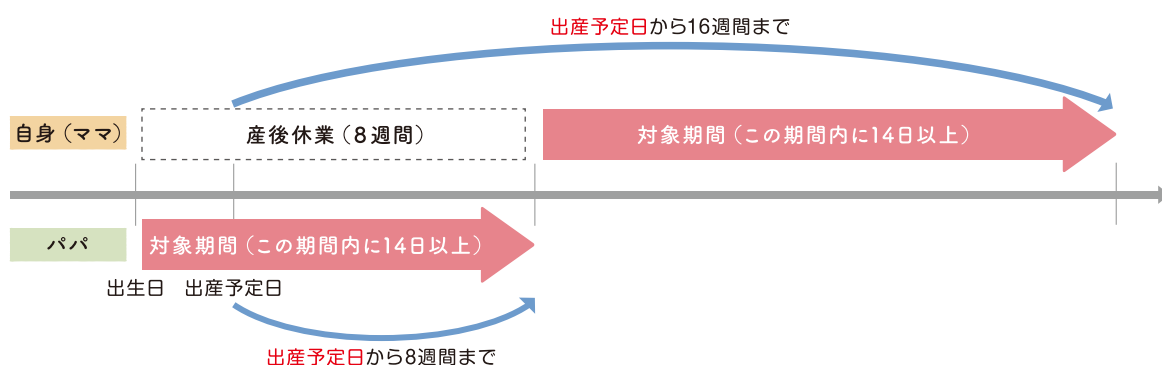
ただし、次の例のように、子どもが生まれた日が出産予定日の前か後かによって、変わるよ



例1 出産予定日より後に子どもが生まれた場合



例2 出産予定日より前に子どもが生まれた場合



ママの場合は、産後休業が終わってから、
パパは子どもが生まれた直後に取ればいいのね！

給付金を受け取るためには、
いつ育児休業を取ればいいかしっかり確認してね！



(3) 例外条件（パパの育児休業が必要ない場合）



パパが育児休業をしなくても対象になる例外条件は、どんな場合なの？

主な例外条件は、次のとおりだよ



Point!

例外条件（パパの育児休業が必要ない場合）

1. 自営業やフリーランスなどの場合
 2. 仕事に就いていない場合
 3. ママが一人親など、配偶者がいない場合 など
- ※いずれかに該当すれば可。



1の自営とかフリーランスの場合や、2の仕事に就いていない場合は、育児休業ができないけど、対象になるということね
3は、一人親でも給付金の対象になるってことね！

(4) 簡易診断ツール

厚生労働省のホームページに、出生後休業支援給付金の対象になるかなどを、簡単に確認できるツールを公開しているから、自分がどうすれば対象になるか確認してみてね！



出生後休業支援給付の簡易診断（要件確認）ツール

○出生後休業支援給付は、子どもの出生直後の一定期間内に、原則、両親がともに14日以上育児休業を取得する場合に、最大28日間、休業開始前の給与の13%を支給する制度です。
○育児休業給付とあわせて給付率は80%となり、手取り10割相当が支給されます。
○なお、一人親の場合など、一定の要件に該当する場合は、配偶者が育児休業を取得していなくても支給対象になります。
○ご自身の支給条件等を確認されたい場合は、以下の手順に従って、該当する項目をクリックしてください。

手順1 ご自身について選択してください。

父親
(子が養子でない)

母親
(自身が出産)

父親 or 母親
(子が養子)

04

給付金の支給額

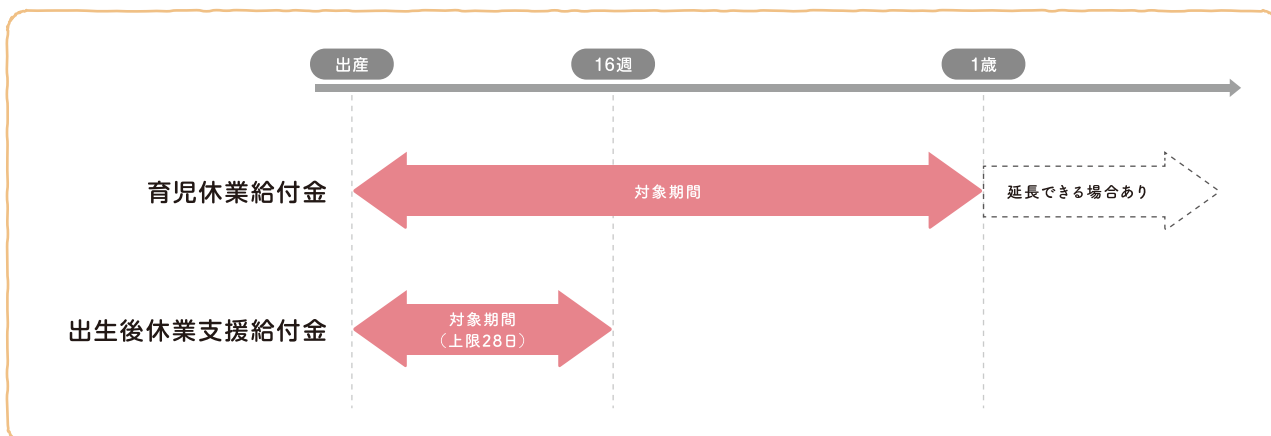
(1) 支給額の計算

育児休業中の給付金の支給額は以下のとおりです。

育児休業給付金	休業開始時の 給与日額	×	育児休業の 取得日数	×	支給率 67%※	合計 80%
出生後休業支援給付金	休業開始時の 給与日額	×	育児休業の 取得日数	×	支給率 13%	

※181日目以降は50%

次のとおり、給付金ごとに育児休業をする対象期間が決まっているよ！
また、給付金には上限があるからね



出生後休業支援給付金は、28日分が上限になるのね

育児休業給付金は、一括で支給されるのではなく、
原則、2か月分ずつ支給されるからね！



(2) 支給額の具体例



具体的に支給額はどのくらいになるの？

30日間の育児休業をした場合は、次のとおりだよ



Point!

○休業開始時の給与が30万円の人が30日間の育児休業をした場合

→給与日額は300,000円 ÷ 30日 = 10,000円

- | | |
|----------------|--|
| ① 育児休業給付金 | $10,000\text{円} \times 30\text{日} \times 67\% = 201,000\text{円}$ |
| ② 出生後休業支援給付金 | $10,000\text{円} \times 28\text{日} \times 13\% = 36,400\text{円}$ |
| ③ 支給額の合計 (①+②) | $201,000\text{円} + 36,400\text{円} = 237,400\text{円}$ |

(3) 手取り10割相当の理由



手取り10割相当を受け取れると聞いたけど、どういうことなの？

手取り10割相当になるのは、次の理由からだよ



Point!

手取り10割相当の理由

1. 育児休業中は社会保険料が免除（勤務先への申し出が必要）
2. 雇用保険料の負担なし（勤務先から給与が支払われない場合）
3. 給付金は所得税等の課税対象外



給与からは社会保険料などが差し引かれるけど、
給付金からは差し引かれないから、
手元に入る金額は同じぐらいになるのね！

社会保険料は自動で免除になるわけでないから、
勤務先の人事・労務担当者に相談してみようね！



(4) 上限額

休業開始時の給与には上限額があって、

給与が一定以上の人は支給額が調整されることがあるよ！



Point!

○休業開始時の給与が51万円の人が30日間の育児休業をした場合

→給与日額を計算すると、 $510,000円 \div 30日 = 17,000円$ になるが、

上限額16,110円(※)を超えるため、上限額が適用

※令和7年8月1日適用額(毎年8月1日改定)

① 育児休業給付金 $16,110円 \times 30日 \times 67\% = 323,811円$

② 出生後休業支援給付金 $16,110円 \times 28日 \times 13\% = 58,640円$

③ 支給額の合計(①+②) $323,811円 + 58,640円 = 382,451円$



休業開始時の給与がベースにならないことがあるから
注意が必要ということね！

(5) 育児休業中に給与が支払われる場合

育児休業中に働いたりして給与が支払われる場合、給与の金額によっては、
給付金の支給額が調整されることがあるよ！イメージは次のとおり。



支払われた給与の金額	出生時育児休業給付金 または育児休業給付金	出生後休業支援給付金
休業開始時の給与の13%以下	調整なし	調整なし
休業開始時の給与の13%超～80%未満	給与額分を減額	調整なし
休業開始時の給与の80%以上	支給されない	支給されない



給与が13%以下だと給付金が全額もらえるけど、13%を超えると
給与額分減額になって、80%以上になると両方もらえなくなるのね

実際に働いていないけど、
給与が支払われる場合も対象になるからね！



05

給付金の手続きは



給付金をもらうには、どんな手続きが必要なの？

給付金を受け取るには、この3つの手続きが必要なんだ。



Point!

①休業開始時賃金の届出

②受給資格確認

③支給申請



手続きは、自分でやるの？

手続きは、原則として勤務先を通じて行うんだよ。

②と③は、自分で手続きすることもできるけど、

その場合は必要な書類を自分でそろえなきゃいけないから、けっこう大変。
だから、勤務先とよく相談してすすめようね。



いつ手続きすればいいの？

出生後休業支援給付金の手続きは、原則、1回目の育児休業給付金の申請と一緒にすることになるよ！1回目の育児休業給付金の申請は、育児休業を開始した月の初日から4か月以内にする必要があるよ



いろいろとルールがあるのね。もっと詳しく知りたいときは、どうすればいいかな？

厚生労働省のホームページに、出生後休業支援給付金の手続きについての動画があるから、まずはそれをチェックしてみてね！

